武蔵野市第四次 男女平等推進計画

すべての人が 互いに人権を尊重し 性別等にかかわりなく いきいきと暮らせるまちづくり





平成 31(2019)年3月

武蔵野市

このリーフレットには、表紙の右下と、裏表紙の左下に音声コードが印刷されています。 専用の読みあげ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



はじめに

本市では、平成29 (2017) 年に施行した「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、武蔵野市男女平等推進審議会が男女平等施策の推進状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら事業を推進してきました。しかし、社会慣習や政治の場などにおける男女の不平等感を感じている人は依然として多く、性別役割分担意識や男女間の賃金格差などの問題が根強く残っています。

このことから、すべての人が互いの人権を尊重し、性別等にかかわりなく、自分らしくいきいきと暮らすことのできる 男女平等社会の実現を目指し、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、第四次男女平等推進計画を 策定しました。 **「性別等」…人間の性には、からだの性やこころの性、恋愛感情がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。

「性別等」・・・人間の性には、からだの性やこころの性、恋愛感情かいずれの性別に向かっか、など多様な "性別等"という表現で、男女の別だけではない多様な性のあり方を表しています。

計画の目指す将来像

すべての人が、互いに人権を尊重し、 性別等にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮して、 生涯にわたり、いきいきと暮らせるまちを目指します。

計画の基本理念

本計画の基本理念を、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第3条に基づき、次のとおりとします。

- (1) 人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担意識から自由になること
- (3) 立案・意思決定の場への平等な参画
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際的な取組への理解
- (7) 特に困難な状況にある人などへの支援
- (8) 教育や学習の場における意識や態度の形成

計画の位置付け

本計画は、「武蔵野市男女平等の推進に関する 条例」第9条に基づき策定する計画です。

また、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の「市町村男女共同参画計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の「市町村基本計画」として位置付けます。

計画の期間

本計画の期間は、平成31 (2019) 年度から平成35 (2023) 年度までの5年間としています。

進生体制 連携・協働 武蔵野市 「方内推進体制 武蔵野市男女平等庁内推進会議 武蔵野市男女平等庁内推進会議 武蔵野市男女平等庁内推進会議幹事会 男女平等推進と変っしたユーマンあい 実施状況 点検・評価

基本目標

男女平等の意識を育むまち

男女平等社会の実現のためには、すべての市民が、 性別等にかかわりなく個人を尊重する男女平等の意識 を持ち、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき る仕組みづくりが重要です。

そのため、男女平等推進の拠点施設である男女平等 推進センター「ヒューマンあい」を中心に、生涯を通じ

て男女平等について学び、参画できる場の提供を行い ます。また、男女平等のみならず性の多様性を含め、 それぞれの性を理解し尊重する意識づくりをするた めには、子どもの頃からの教育が大切であり、これま で培ってきた人権を尊重し生きる力をはぐくむ武蔵 野市の学校教育を、より一層推進します。



基本施策 】 男女平等の意識づくり

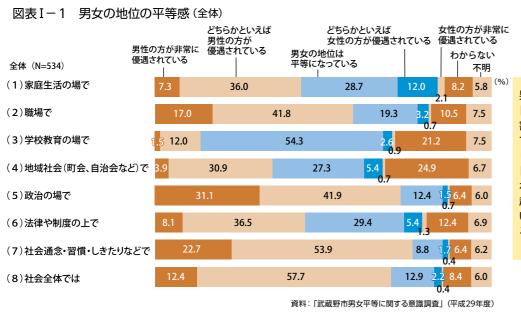
(1)男女平等の意識啓発(★)

基本施策 2 男女平等教育の推進

(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進

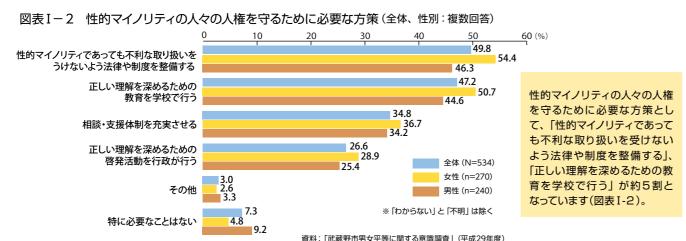
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり 新規

(1)性の多様性に関する理解の促進(★)(2)性的マイノリティ等への支援 新規



男女の地位の平等感について、 『学校教育の場で』は、回答者の5 割以上が男女平等であると感じ ている一方、『社会通念・習慣・ しきたりなどで」・『政治の場で』・ 『社会全体では』で男性が優遇さ れていると回答した人は7割を 超えており、社会の様々な場にお いて、いまだ不平等だと感じてい る人が多いことが伺えます (図表 I-1)。

★印は重点施策



基本目標

1

4

生活と仕事が両立でき、 個性と能力を発揮できるまち

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、仕事 や家庭生活における責任を果たすためには、子育て期や 中高年期などライフステージに応じて多様な生き方が 選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・事業者な どと協働し環境の整備を図る必要があります。

職場における女性の活躍を進めることにより、新しい 発想による新たな価値や社会的な変化を促すことも期 待されます。一方で、男性の子育てや介護等家庭生活 へのかかわりや地域活動への参画を促進し、男女それ

ぞれの能力や状況に応じて仕事と生活の調和を図る ための支援が必要となっています。

そのため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の 調和)の普及・啓発に努め、市内の事業者と協働しな がら、働きやすい職場づくりや、男性の家庭・地域活 動への参画促進を図ります。また、女性の再就職支援 や起業支援、政策・方針決定の場や地域活動・防災活動 の場における女性の参画など、あらゆる分野における 女性の活躍を推進します。

武蔵野市女性活躍推進計画

★印は重点施策

基本施策 7 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

- (1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)
- (2) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

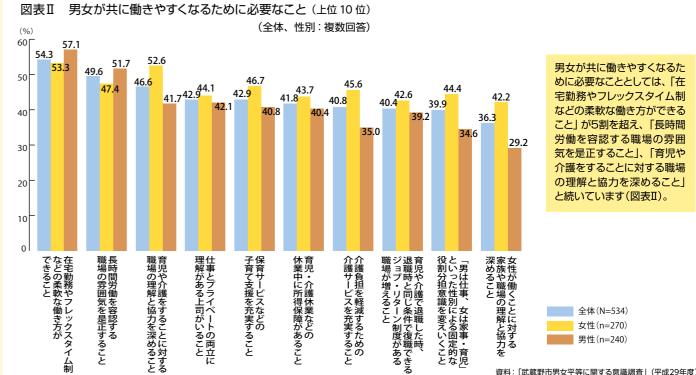
- (1)地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
- (2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

(1)子育て支援施策の充実(★) (2)介護支援施策の充実

基本施策4 あらゆる分野における女性の活躍の推進

- (1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)
- (2)女性の再就職支援・起業支援 (3)女性の地域活動・防災活動への参画促進



基本目標

人権を尊重し、 あらゆる暴力を許さないまち

配偶者や交際相手からの暴力(DV、デートDV)や性に 関するハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行 為をも含む重大な人権侵害です。その被害者の多くは 女性であり、女性の尊厳を傷つけ、男女平等社会の実現 を著しく妨げるものです。

そのため、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安 全確保と自立に向けた切れ目のない支援を総合的・体 系的に取り組むとともに、その他の暴力の防止と被害者 支援に取り組んでいきます。また、多様な人が安心して 暮らせるよう、ひとり親家庭や高齢者、障害者への支援 に努めるほか、それぞれの性を理解し尊重し合い、個人 の自己決定権や権利としての健康が生涯にわたり保障 されるよう、必要な支援を行います。

★印は重点施策



配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援

武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画

- (1)暴力の未然防止と早期発見(★)(2)相談事業の充実(★)
- (3)安全の確保 (4)自立支援
- (5)推進体制の整備

基本施策 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

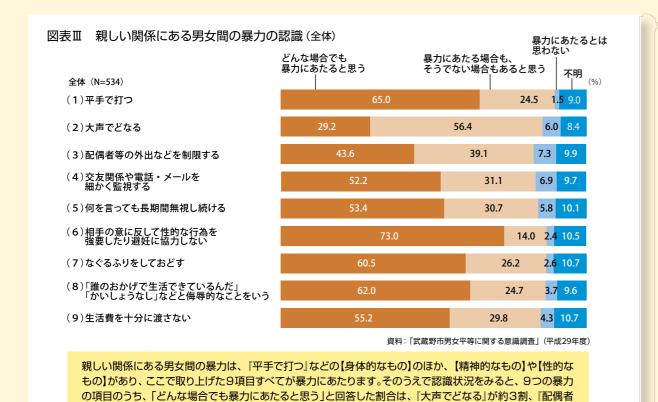
(1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

基本施策3 特に困難な状況にある人への支援

(1)ひとり親家庭等への支援(★) (2)高齢者・障害者の方への支援

基本施策 4 女性の生涯にわたる健康施策の推進

- (1)各種健康診断の充実
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発



等の外出などを制限する』が4割台と、暴力に対する正しい理解が進んでいません(図表Ⅲ)。

基本目標

男女平等推進の体制づくりに 取り組むまち

男女平等の堅実な推進には、「武蔵野市男女平等の 推進に関する条例」に基づき、推進計画や推進拠点を 整備し、それぞれの特性を生かしつつ相互に関連させ る必要があります。さらに、地域の男女平等を推進す る拠点として男女平等推進センター「ヒューマンあい」 の強化・充実が求められています。

そのため、「男女平等推進条例」の周知・活用に努 め、男女平等推進センター「ヒューマンあい」では、 市民との協働・参画を推進し、市民団体を支援すると ともに、計画の推進体制を整備・強化します。さらに、 男女平等の視点に立った表現の浸透に努めます。



基本施策 1 計画推進体制の整備・強化

- (1) 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例 | の定着の推進
- (2)市民参加による男女平等の推進
- (3) 庁内推進体制の整備
- (4)男女平等推進センター [ヒューマンあい]の充実(★)
- (5)男女平等推進情報誌等の発行と周知

基本施策 2 男女平等の視点に立った表現の浸透

(1)メディア・リテラシーの向上

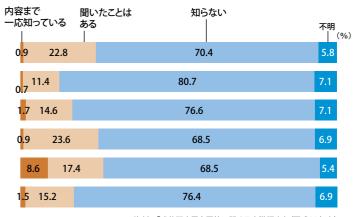
武蔵野市の施策の認知(全体) 図表Ⅳ

全体 (N=534)

(1)武蔵野市男女平等の推進に関する条例

(2)武蔵野市第三次男女共同参画計画

- (3)武蔵野市立男女平等推進センター 「ヒューマンあい」
- (4)武蔵野市男女共同参画フォーラム
- (5)男女平等推進情報誌『まなこ』
- (6)女性総合相談



資料: 「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(平成29年度)

男女平等推進に関する市の施策の認知度(「内容まで一応知っている」と「聞いたことはある」の合計)は、「男 女平等推進情報誌「まなこ」」が26%で最も高く、その後、「武蔵野市男女共同参画フォーラム」、「武蔵野市男 女平等の推進に関する条例」と続いており、すべての施策で認知度が3割に届いていません(図表Ⅳ)。

武蔵野市男女平等の推進に関する条例



武蔵野市では、一人ひとりが 「自分らしい生き方」のでき る、人権尊重の男女平等社会 をめざし「武蔵野市男女平等 の推進に関する条例 | を制定 し、平成29 (2017)年4月1日 に施行しました。

男女平等推進情報誌「まなこ」



1991年に創刊した男女平等 推進情報誌「まなこ」は、企 画・取材・編集を市民編集委 員と市職員が協働で行い、 ワーク・ライフ・バランスな ど男女平等の推進に関する 様々なテーマを取り上げて 年3回発行しています。

数值目標

基本目標	指標	現状値	目標値		
		平成 29 (2017) 年度	平成 35 (2023) 年度	根拠及び確認	
基本目標 I 男女平等の意識を育 むまち	男女共同参画週間事業参加団体 (団体数)	11団体	15 団体	男女共同参画週間 事業報告書	
基本目標 II 生活と仕事が 両立でき、 個性と能力を 発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知って いる人の割合(%)	57.1%	70%	市民意識調査	
	市役所内の審議会等における 女性委員の割合(%)	50.3%*1	50%	男女平等推進計画 推進状況調査	
	市役所職員一人当たりの年間超過勤 務時間数(時間) 新規	213.2 時間	改定特定事業主行 動計画の数値目標 を目標とする	特定事業主行動計画	
	市役所内における女性管理職の割合 (%)	11.4%*1		特定事業主行動計画	
	市役所内における男性の育児休業の 取得率(%)	55.0%		特定事業主行動計画	
	市役所内における男性の出産支援休 暇の取得率 (%)	95.0%		特定事業主行動計画	
	病後児保育(人・か所数)	875 人 2か所	第五次子どもプラン武蔵野の数値目標を目標とする	子どもプラン武蔵野	
	一時保育事業(幼稚園型) (人・か所数)	46,862 人 13 か所		子どもプラン武蔵野	
	一時保育事業(その他)(人・か所数)	5,965 人 6 か所		子どもプラン武蔵野	
	保育定員(認可保育所) (人・か所数)	1,902 人 20 か所		子どもプラン武蔵野	
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、 あらゆる暴力を 許さないまち	「DV 防止法」を知っている人の割合 (%)	35.0% ^{*2}	60%	市民意識調査	
	女性総合相談・法律相談を知ってい る人の割合(%)	16.7% ^{*3}	25%	市民意識調査	
	学校におけるデートDV防止出前講 座(校数)	4 校	6校	男女平等推進計画 推進状況調査	
	乳がん検診受診率 (%)	14.4%	50%	健康推進計画	
	子宮がん検診受診率(%)	34.7%	50%	健康推進計画	
基本目標IV 男女平等推進の 体制づくりに 取り組むまち	「男女平等の推進に関する条例」を 知っている人の割合(%) 新規	23.7%	50%	市民意識調査	
	男女平等推進センターを知っている 人の割合(%)	16.3%	25%	市民意識調査	
	「まなこ」を知っている人の割合(%)	26.0%	35%	市民意識調査	

- ※ 1 平成29 (2017) 年4月1日時点
- ※ 2「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合
- ※ 3「女性総合相談」のみを知っている人の割合

男女平等推進センターヒューマンあい



平成28(2016)年10月に市民会館1階にオープンした男女平 等推進センター、愛称「ヒューマンあい」は、男女平等を推進す るための拠点施設として、下記の様々な活動をしています。



役立つ講座やイベントの実施

男女平等社会に広く関心を 持っていただくため、男女平 等に関する様々な講座やイベ ントを開催しています。



- ・女性の活躍推進
- ・男性の子育て支援
- ・多様性を認める社会について

など



情報収集と提供

男女平等推進情報誌「まなこ」の発行のほか、市や他の自治体の講座・イベント情報などを提供しています。また図書コーナーには、女性問題をはじめ、育児、介護、暴力、性教育など多岐にわたる男女平等に関する図書が約1,900冊あり、閲覧と貸し出しを行っています。専門書・雑誌からコミックまで幅広く取り扱っています。



▲交流コーナー



▲図書コーナー

調査

男女平等に関する市民の意識調査等を実施します。その結果を男女平等推進計画の策定につなげていきます。

男女平等を推進する団体活動支援

男女平等推進団体として 登録された団体に下記の 活動支援を行っています。



- ・男女平等推進センターの 会議室優先利用
- ・印刷機利用
- ・ロッカー利用など



▲会議室

女性総合相談(1回50分/予約制)

自分自身のこと、家庭・職場・学校での人間関係など、 暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門 相談員がお話を伺い、解決に向けて一緒に考えます。

女性法律相談(1回30分/予約制)

離婚・扶養(養育)・相続などの法律的な対応や手続き について女性弁護士が相談に応じます。



Tel 0422-37-3410



9:00 ~ 22:00 ※木曜・年末年始を除く

相談者のプライバシーは守ります。安心してご相談ください。

利用案内



武蔵野市立男女平等推進センター ・ ヒューマンあい

〒180-0022 武蔵野市境2-3-7

Tel 0422-37-3410 Fax 0422-38-6239

Mail danjo@city.musashino.lg.jp

開館 9:00 ~ 22:00 木曜·年末年始休館

武蔵野市第四次男女平等推進計画

平成 31 (2019) 年 3 月

編集・発行:武蔵野市市民部市民活動推進課



※元号「平成」の表記について

政府は、退位特例法の施行日を「2019年4月30日」とする政令を閣議決定し、翌日の5月1日から新しい元号に改元されます。本計画においては、市民にわかりやすいよう元号と西暦を併記しました。なお、改元後の表記については、新たな元号が決定していないことやわかりやすさを優先して、一部「平成」の表記を残していますが、新元号の施行後は、「平成」の表記は新元号に読み替えます。